

第9回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和4年9月26日(月)午前8時45分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(13名)

1番	佐々木康二	8番	田中 信幸
2番	高橋 裕一	9番	舟山 賢治
3番	藤中 敏彦	10番	福田はるみ
4番	朴谷 和夫	11番	木下 和夫
5番	窪 郁夫	12番	太田 正人
6番	杉山 央	13番	住田 哲也
7番	荒川 敏幸		
5. 欠席委員(0名)
6. 議事日程

日程第1	議案第30号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第2	議案第31号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
日程第3	議案第32号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
日程第4	議案第33号	土地の現況証明書の交付について
		その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	坂本 好信
事務局主任	福屋 翔太
8. 会議の概要 開会 午前8時39分

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： よろしく願います。

議長： それでは只今より、令和4年第9回当麻町農業委員会総会を開会いたします。

改めましておはようございます。稲刈りの忙しい中早朝より総会にご出席いただきましてありがとうございます。また関係機関のみなさんも、出勤してすぐ総会という事でお世話になります。ありがとうございます。

稲刈りの方も色々話を聞いてみますと、町全体で半分をこえた程度かなと思います。それぞれ収量についても個人差があるようで、低たんぱくの人もいれば高たんぱくの人もあるそういう状況ですが、今週一週間は天気良きそうなのでかなり作業が進むのかなと思っております。またそ菜関係も中盤を迎えて、10月いっぱいくらいで終わるのかなと思います。当然稲刈りについては車、機械を使いますので怪我のないようにだけお願いしたいと思いますし、コロナの方も減ってはきてはいますが、終息という形には中々ならないので、もうしばらく3階をお借りして総会を開催した方がいいのかなと思っております。来月になりますと農地パトロールもございまして、今事務局と相談してありますが、来月に研修の方も計画してありますので、後程事務局よりお知らせしますのでよろしく願いたいと思います。

本日の会議録署名委員は、議席2番、高橋委員、議席6番、杉山委員に願います。

只今の出席委員は13名、全員であります。

関係機関では、農業センターの松崎所長から欠席したいとの連絡が入っております。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明を願います。

局長： はい、1ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第1、「議案第30号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」1件、日程第2、「議案第31号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」所有権移転が1件、日程第3、「議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」新規が1件、日程第4、「議案第33号、土地の現況証明書の交付について」2件、及び「その他」でございます。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをご覧ください。

日程第1、議案第30号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。事務局より説明を願います。

主任： はい。議案第30号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので審議を求め。令和4年9月26日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、農地法第3条による売買のための解約でございます。

合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますの

で、解約が成立していると考えられます。 以上です。

議長： 只今、事務局より議案第 30 号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 30 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 30 号については原案のとおり決定をいたします。続きまして、3 ページの日程第 2、議案第 31 号、「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい、議案第 31 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和 4 年 9 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張り、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積は〇〇〇〇、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、〇〇〇〇線に面し、〇〇〇〇向かい側の農地でございます。今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第 3 条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧願います。 以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 31 号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 31 号、「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 31 号については原案のとおり決定をいたします。続きまして、5 ページの日程第 3、議案第 32 号、「農業経営基盤

強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。利用権設定の新規、番号1について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農用地利用集積計画（第7回）の決定について審議を求める。令和4年9月26日提出、当麻町農業委員会会長名。

利用権設定の新規、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張り、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

議長： 只今、事務局より、利用権設定の新規、番号1について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第32号、番号1について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第32号、番号1については原案のとおり決定をいたします。続きまして、7ページ、日程第4、議案第33号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。まず、番号1について事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第33号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。令和4年9月26日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、畑、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためであります。現地確認は、9月22日、高橋委員と福田委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ〇番の図面箇所、当該地は、山林の内側に位置しているため山林化、雑種地化し、農道等も無い状況であることから、農地としての復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第33号の番号1について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第33号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 33 号、番号 1 については原案のとおり決定をいたしましたので、現況証明書の交付をいたします。続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

主任： はい。番号 2、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためであります。現地確認は、9 月 6 日、藤中委員と木下委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ〇番の図面箇所、当該地は長年、庭木や庭石を配置した庭及び一部住宅通路として使用しているため、農地としての復元は困難であることから、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 33 号、番号 2 について、説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 33 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。番号 2 については、原案のとおり決定いたしましたので、現況証明書の交付をいたします。  
本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします

議長： 農林業振興課。

農林業振興課： はい、農林業振興課からは特にございません。

議長： 土地改良区。

土地改良区： 土地改良区です。特にございません。

議長： 農協。

農協： 農協からも特にございません。

議長： 普及センター。

普及センター： 普及センターです。一言報告させていただきます。稲刈りが始まりまして、当初胴割れが一部で発生というような話がありまして、それが落ち着いた後に個人差があるようですけども出てるといような状況をお聞きしております。普及センターでもいろいろサンプリングしていまして今後脱穀作業に入って、品質調査等を行うので、その中での関係であれば解析をしまして、何らかの結果が出ましたら皆さんに報告したいと思います。以上です。

議長： 共済組合。

共済組合： 共済組合からお知らせという事で、収入保険を振り替えされる方につきまして、昨年も行いましたけどもつなぎ融資ということで、年内に融資を希望される方がいらっしゃいましたら、11月末までに申し出ていただきましたら、年内の融資が間に合うという状況でありますので、その時は共済組合の方までご連絡をお願いしたいと思います。以上です。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

主任： **【事務連絡】**

議長： それでは、次回、令和4年10月の農業委員会総会の日程であります、10月26日、水曜日、午前8時45分からの予定といたします。お忙しい時期ではありますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしく願いいたします。  
これもちまして、本日の総会を閉会します。

局長： ご起立願います。礼。

全員： ご苦労さまでした。

**【閉会 午前8時59分】**